

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		とちぎ蔵の街観光館使用料還付の承認
根拠法令等及び条項		とちぎ蔵の街観光館条例施行規則第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	とちぎ蔵の街観光館条例施行規則第6条第1項
	参考事項	とちぎ蔵の街観光館条例第11条
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ蔵の街観光館条例施行規則抜粋 (使用料の還付)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する場合において、条例第11条のただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、とちぎ蔵の街観光館使用料還付申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない事由により利用することができないとき。</p> <p>(2) 利用期日前2日までに利用の取消しを申し出たとき。</p>	